

八王子市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) その他業務に関し必要となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 法第24条各号に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの
- (3) 第9条第1項の規定により、指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(5) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

- ア 未成年者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- オ 暴力団員等

(6) 法第24条各号に規定する業務のうち、本市で実施する必要がある業務を行うこと。

- 2 前項の指定の有効期限は、当該指定の日から起算して法第7条第1項に規定する計画の期限までとする。
- 3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合、空家等管理活用支援法人指定書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、同条第1項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

(標準処理期間)

第4条 支援法人の指定の申請に係る標準処理期間は、30日とする。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による業務内容の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出があったときは、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務を廃止した年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を

市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が法第24条各号の業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務運営の改善に関する必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取消することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消す場合は、指定取消書(様式第6号)により当該支援法人に通知するものとする。

- 3 市長は、同条第1項の規定により指定の取り消しをしたときは、その旨を公示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日より施行する。